

お申し込み先

E-mail: event01@erupdate.jp

FAX: 03-5385-8750

本セミナーに参加ご希望の方は下記申込書にご記入の上、E-mail又はFAXでお送り下さい。こちらからお申込み確認のE-mail 又はFAX をお送りいたします。

以下にご記入頂く個人情報は、株式会社エスミが厳重に管理し、本セミナーの連絡ならびに、各種セミナーやサービスのご案内の範囲内で利用させていただきます。

株式会社 エスミ 行

2018年 月 日

「ER アップデート 2019 in 大阪」参加申込書

フリガナ			性別	生年月日		年齢
氏 名			男・女	西暦	年 月 日	才
フリガナ			電話及びFAX番号			
住 所	(〒 -)		携帯電話	-	-	
			自宅電話	-	-	
			FAX番号	-	-	
E-mail	@					
ご連絡はなるべくE-mail でさせていただきますので、お持ちの方ははっきりとご記入ください。						
施 設 名						
所属科名						
出身大学	卒業校		卒後年数	年 目		
送付物送付先	(〒 -)					
※都道府県から記入ください						
うちの研修病院 自慢コーナー	発表する		発表しない			
「ER アップデート」 参加状況	初めて		2回目以降 (回目)			
よろしければ、以下の質問にお答えください。 ■ 今回のセミナーに期待すること ■ ご自分の課題について						
その他ご希望・ 連絡事項						

【問い合わせ先】 株式会社 エスミ 〒164-0012 東京都中野区本町4-44-18 ヒューリック中野ビル8F
TEL: 03-5385-7321 FAX: 03-5385-8750 E-mail: support@erupdate.jp

セミナーご出席者お1人様1枚ずつご記入ください。

「ERアップデート」 宿泊プラン/交通お申込書

【お申込先】(株)JTB 東京多摩支店

原則郵送又はEメールでお送り下さい。

※ F A X送信の場合は個人情報保護の観点から番号の押し間違いにご注意頂き、送信後は必ず着信確認のお電話をお願い申し上げます。

E-mail : erupdate@jtb.com FAX : 042-521-5558

フリガナ				性別	生年月日		年齢
氏 名				男・女	年 月 日		
フリガナ							
資料送付先住所		〒			携帯電話 () -		
					自宅電話 () -		
					F A X () -		
ご勤務先	フリガナ			お役職			
	病院名						
	所在地	〒			TEL: () - /FAX: () -		
E-mail アドレス		@					
		※ご連絡はなるべく E-mail でさせていただきますので、お持ちの方ははっきりご記入ください。					
旅行中連絡先 (家族・親族)	住所	〒			TEL: () -		
	氏名			続柄			
部屋希望	☐ 二人部屋(おひとり¥12,780(同室希望者名①))						
	☐ 一人部屋(おひとり¥13,880)						
	☐ 三人部屋(おひとり¥11,780)(同室希望者名① ②)						
喫煙の有無	☐ 喫煙する ☐ 喫煙しない						
前泊希望	☐ あり 日		☐ なし		延泊希望	☐ あり 日 ☐ なし	
ご同伴者 セミナー参加者以外の ご家族・ご友人	☐ あり	フリガナ 氏名			年齢		
		フリガナ 氏名			年齢		
		フリガナ 氏名			年齢		
航空券手配希望	☐ あり (変更可能な普通航空券にてお手配いたします⇒早割り、特定便割引等ご希望の場合は明記願います) ※お申込み後、変更や取消が生じた場合、航空会社規定の払戻・取消手数料が必要となります。						
往路月日	便名	発着地	空港 (:) ⇒ (:)		空港		
	便名	発着地	空港 (:) ⇒ (:)		空港		
復路月日	便名	発着地	空港 (:) ⇒ (:)		空港		
	便名	発着地	空港 (:) ⇒ (:)		空港		

◆ その他ご依頼・ご連絡事項(客室、航空便について、他ホテルの手配についてなど)

《個人情報のお取扱いに関するご案内》

パンフレット及び旅行条件書(運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを除く)に記載の旅行条件及び旅行手配の為に必要範囲内での運送・宿泊機関等への個人情報の提供について同意の上、以上の旅行を申し込みます。

ご旅行条件書

この旅行条件は「JTB」日など本文第2項に掲げる各社の募集型企画旅行に適用させていただきます。



感動のそばに、いつも。

1. 本旅行条件書の意義

本旅行条件書は、旅行営業第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

2. 募集型企画旅行契約

- (1)この旅行は、以下の各社のうちパンフレットに記載する旅行会社(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。
 - (株) JTB(東京都品川区東品川2-3-1観光庁長官登録旅行業第64号)
 - (株) JTB沖縄(那覇市おもてまち4-19-30観光庁長官登録旅行業第1492号)
 - (株) JTBローハーマネーキング&ホテル(東京都品川区東品川2-3-1観光庁長官登録旅行業第1723号)
 - (株) JTBビジネスナビゲーター(東京都港区港南1-6-31観光庁長官登録旅行業第1776号)
 - (株) JTBガイアレック(東京都豊島区西池袋42-43-19観光庁長官登録旅行業第712号)
 - (株) JTBグランドツアー&サービス(東京都渋谷区神宮前5-7-20観光庁長官登録旅行業第1747号)
 - (株) JTBビジネストラベルソリューションズ(東京都江東区豊洲6-5-62観光庁長官登録旅行業第1571号)
 - (株) P.T.S(東京都豊島区高田3-13-24四馬場TSビル1F観光庁長官登録旅行業第39号)
 - (株) JTBメディアテリング(東京都文京区小田4-6-15茗荷谷駅MFビル3階観光庁長官登録旅行業第1867号)
 - (株) JTBコミュニケーションデザイン(東京都港区芝3-23-1東京都知事登録旅行業第2種71116号)
- (2)当社はお客様が当社の定める旅行日程に従って運送、宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように、手配し、旅行管理することを引き受けます。
- (3)旅行契約の締結条件は、パンフレット、本旅行条件書、出発前にお渡しする最終旅行日程表と称する確定書面(以下「最終旅行日程表」といいます。))及び、当社旅行契約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社約款」といいます。))によりします。

3-1. 旅行のお申し込みと契約の成立時期

- (1)当社又は「受託販売店」に記載された当社の受託営業所(以下「当社ら」といいます。))にて必要事項をお申し出のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申し込みいただきます。当社業務の都合上、専用書面・画面に必要事項を記入した場合もごさいます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰りかえされます。また、旅行契約は、当社らが契約の締結を承諾し、申込金を受領したときになります。
- (2)①当社は電話、郵便及びファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申し込みを受け付けることがあります。この場合予約の時点で契約は成立しております。当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して3日以内に、お申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (2) ネットで予約・店舗へお支払いをする場合には当社らが予約の承諾の旨を通知した日の翌日から起算して2日以内にお申し込み内容を確認のうえ、申込金の支払いをしていただきます。この期間内に申込金の支払いがなされない場合、当社らはお申込みはなかったものとして取り扱います。
- (3)旅行契約は、電話によりお申し込みの場合、本項(1)により申込金を当社らが受領したとき、また、郵便又はファクシミリでお申し込みの場合は、申込金の支払い後、当社らがお客様との旅行契約を承諾する通知を出したときに、成立いたします。また、電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段でお申込の場合であっても、通信契約によって契約を成立させるときは、第24項(3)の定めにより契約が成立します。
- (4)当社らは、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から、旅行申し込みがあった場合、契約の締結及び解除等に関する一切の代理権を有しているものとみなします。
- (5)契約責任者は、当社らが定める日までに構成者の名簿を当社らに提出しなければなりません。契約責任者は、第26項(1)に定める当社ら提供が行われることについて、構成者本人の同意を得るものとします。
- (6)当社らは、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は将来負うことが予測される債務又は義務については、何らの責任を負うものではありません。
- (7)当社らは、契約責任者が団体・グループに同行しない場合、旅行開始後においては、あらかじめ契約責任者が選任した構成者を契約責任者とするものとします。

3-2. ウェイティングの取扱いについての特約

当社は、お申し込みいただいた旅行が、その時点で満席その他の理由で旅行契約を締結できない場合であっても、お客様が時に希望する場合は、以下により、お客様と特約を結んで、当社がお客様と旅行契約を締結することができる状態になった時点で旅行契約を成立させる取扱い(以下「ウェイティングの取扱い」といいます。))をすることがあります。

- (1)お客様がウェイティングの取扱いを希望する場合は、当社は、お客様が当社からの回答を待たないだけ期間(以下「ウェイティング期間」といいます。))を確認のうえ、申込書と申込金相当額をご提出いただきます。この時点で旅行契約は成立してしまいます。また、当社は、将来に旅行契約が成立することをお約束するものではありません。
- (2)当社は、前(1)の申込金相当額を「預り金」として保管し、お客様と旅行契約の締結が可能となった時点でお客様に旅行契約の締結を承諾した旨を通知するとともに預り金を申込金に充当します。
- (3)旅行契約は、当社が前(2)により、旅行契約の締結を承諾した旨の通知を当社がお客様に発した時(ただしその通知が電子承諾通知の方法によって行われたときはお客様に到達した時)に成立するとします。
- (4)当社は、ウェイティング期間内に旅行契約の締結できなかった場合は、預り金の金額をお客様に払い戻します。
- (5)当社は、ウェイティング期間内でも当社が旅行契約の締結を承諾する旨を回答する前にお客様からウェイティングの取扱いを解除する旨の申出があった場合は、預り金の金額をお客様に払い戻します。この場合、お客様からのウェイティングの取扱いを解除する旨の申出が取消料対象期間にあつたときでも当社は取消料をいたしません。

4. お申し込み条件

- (1)20才未満の方は親権者の同意書が必要で、15歳未満もしくは中学生以下の方がご参加には保護者の同行を条件とさせていただきます。
- (2)ご参加にあたって特別の条件を定めた旅行について、参加者の性別、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (3)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (4)お客様が当社らに対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動若しくは暴力を用いる行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (5)お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社らの信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為をなした場合、ご参加をお断りする場合があります。
- (6)健康を害するに足る、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がある方や、食物アレルギー、動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別な配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出下さい。(旅行契約成立後にこれらの状態になった場合も直ちに申し出てください。あらかじめ当社からご案内申し上げたうえで、旅行中に必要となる措置の内容を具体的に申し出ください。)
- (7)前号のお申し出を受けた場合、当社は、可能かつ合理的な範囲内でこれに応じます。これに際して、お客様の状況及び必要とされる措置についてお伺いし、又は書面ですれらを申し出ていただくことがあります。
- (8)当社は、旅行の安全かつ円滑な実施のために介助者又は同伴者の同行、医師の診

断書の提出、コースの一部について内容を変更すること等を条件とすることがあります。また、お客様からお申し出いただいた措置を手配することができない場合は旅行契約のお申込みをお断りし、又は旅行契約の解除をさせていただきますことがあります。なおお客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために適正な特別な措置に要する費用は原則としてお客様の負担とします。

- (9)当社は、本項(1)(2)(6)(7)(8)の場合で、当社よりお客様にご連絡が必要な場合は、(1)(2)はお申し込みの日から、(6)(7)(8)はお申し出の日から、原則として1週間以内にご連絡いたします。
- (10)お客様が旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断又は加療を必要とする状態になったお客様は、旅行の円滑な実施を妨げるおそれがあるため、必要な措置をとらせていただきます。これにかかわる一切の費用はお客様の負担となります。
- (11)お客様の都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件で受け付ける場合があります。
- (12)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は旅行行動の円滑な実施を妨げるおそれがあるとき、当社が判断する場合は、ご参加をお断りする場合があります。
- (13)その他当社の業務上の都合があるときには、お申し込みをお断りする場合があります。

5. 契約書面と最終旅行日程表のお渡し

- (1)当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡しします。契約書面はパンフレット、本旅行条件書等により構成されます。
- (2)本項(1)の契約書面を補完する書面として、当社らはお客様に、集合場所・所、利用運送機関、宿泊機関等に関する確定情報を記載した最終旅行日程表を速くとも旅行開始日前日までにお渡しし、お申し込みが旅行開始日の前日より前日を超算してさかのぼって7日前以降の場合、旅行開始日当日にお渡しすることがあります。

6. 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行開始日の前日より前日より起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお支払いいただきます。旅行開始日の前日より前日より起算してさかのぼって13日目にあたる日より前にお申し込みの場合は、旅行開始日前の当社らが指定する期日までに支払いただきます。また、当社とお客様が第24項に規定する通信契約を締結しない場合であっても、お客様が提携カード会社のカード会員である場合で、お客様の承諾があるときは、提携会社から前日よりお客様の署名無くして旅行代金(申込金、追加代金)を支払うものを含みます。また、第14項に規定する取消料・違約料、第10項に規定される追加料金及び第13項記載の交替手数料をお支払いいただくことがあります。また、この場合のカード利用日は、お客様からお申し出が有限限り、お客様の承諾日といたします。

7. 旅行代金について

- (1)参加されるお客様のうち、特に注釈のない場合、満12歳以上の方はおとな代金、満6歳以上(航空機利用コースは満3歳以上)12歳未満の方は、こども人数となります。
- (2)旅行代金は、各コースごとに表示してごさいます。出発日とご利用人数をご確認してください。
- (3)旅行代金は、第3項の「申込金」、第14項(1)の「取消料」、第14項(3)の「違約料」、及び第23項の「変更補償金」の額の算出の際の基準となります。募集広告又はパンフレットにおける「旅行代金」の計算方は、「旅行代金」又は「基本代金」として表示した金額「プラス」「追加代金」として表示した金額「マイナス」「割引代金」として表示した金額」となります。

8. 旅行代金に含まれるもの

- (1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。
- (2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費、団体旅行に必要な心付。
- (3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を明示したものの上記費用はお客様の都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

9. 旅行代金に含まれないもの

- (1)前項(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。
 - ①超過手荷物料(超過重量・容量・個数を超える場合)
 - ②空港施設使用料等、電報電話料に明示した場合を除きます。
 - ③クリーニング代、電報電話料その他の追加料金等個人の性質の諸費用及びそれに伴う租・サービス料。
 - ④ご希望者のみ参加されるオプション・ツアー(別途料金の小旅行の料金)。
 - (5)運送機関が課す附加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)。
 - (6)自來水から発着地までの交通費・宿泊費。

10. 追加代金

- (1)第7項において「追加代金」は、以下の代金を含みます。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合があります。)
- (1)パンフレット等で当社が「グレードアッププラン」と称するホテル又は部屋タイプの「グレードアップのための追加代金」
- (2)「食事なしプラン」等を基本とする「食事つプラン」等の差額代金。
- (3)パンフレット等で当社が「延泊プラン」と称するホテルの延泊延長のための追加代金
- (4)他、パンフレット等で「××××××××追加代金」「××××××追加代金」と称するもの(航空座席のクラス変更に関する差額、ドレイトチェン・イン追加代金、航空会社指定ご希望を受け付ける旨パンフレットに記載した場合の追加代金等)。

11. 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であつて、天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の進行計画より異なる運送サービス提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるおそれがあるときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由による因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは、変更後にご説明いたします。

12. 旅行代金の額の変更

- (1)当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き追加代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。
 - (1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改訂差額が旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金を増額変更するときは、旅行開始日の前日より前日より起算してさかのぼって15日目にあたる日より前日より前日よりお客様に通知いたします。
 - (2)当社は本項(1)の定める適用運賃・料金の大幅な減額がなされたときは、本項(1)の適用運賃・料金の減額により旅行代金を減額します。
 - (3)旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用が減少したときは、当社はその変更差額が旅行代金を減額します。
 - (4)第11項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用(当該契約内容の変更のためにその提供を受けなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれらを支払わなければならない費用を含みます。))が増加したときは、サービスの変更の関与を有するにもかかわらず運送、宿泊機関等座席部、その他諸設備の不足が発生したことにによる変更の場合を除き、当社はその変更差額により旅行代金を変更します。
 - (5)当社は、運送、宿泊機関等の利用により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責に帰すべき事由によらず当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。

13. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合、お客様は所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として所定の金額をいただきます。(既に航空券を発行している場合、別途再発券に要する費用を請求する場合があります。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けた方が、旅行契約に關する一切の権利及び義務を継承することとなります。なお当社は、利用運送機関に關する延泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。)

14. 取消料

- (1)旅行契約の成立後、お客様の都合で旅行をお取り消しになる場合にはパンフレットに記載の取消料を、ご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に對する差額代金をそれぞれいただきます。
- (2)当社の責任としないロンの取扱いの事由に基づき、お取り消しになる場合も所定の取消料をお支払いいただきます。
- (3)旅行代金を期日まで支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものととし、取消料と同額の違約料をいただきます。
- (4)お客様の都合による出発日およびコースの変更・運送、宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体の取消料とし、所定の取消料を収受します。

15. 旅行開始前の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様はパンフレットに記載した取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。ただし契約解除のお申し出は、お申し込み日の営業時間内にお受けします。
 - ②お客様は次の項目に該当する場合は取消料なしで旅行契約を解除することができます。
 - a. 旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第23項の表左欄に掲げるものその他の重要なものである場合に限ります。
 - b. 第2項(1)に基づき、旅行代金が増額改定されたとき。
 - c. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれがあるときは、お客様が旅行代金に該当するものとします。
 - d. 当社らがお客様に対し、第5項(2)に記載の最終旅行日程表を同様に提供する日までにお渡ししなかったとき。
 - e. 当社の責に帰すべき事由により、パンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。
 - ③当社は本項(1)の①により旅行契約を解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)を返還し、引かれたい取消料を返還し、また本項(1)の取消料が申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本項(1)の②により、旅行契約が解除されたときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①お客様は第6項に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本項(1)の①に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。
 - ②次の項目に該当する場合は、当社は旅行契約を解除することができます。
 - a. お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・年齢・資格・技能その他旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。
 - d. お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。
 - e. お客様が契約内容に合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
 - f. お客様が旅行開始日の前日より前日より前日より起算してさかのぼって13日目にあたる日より前(日曜日旅行は3日目に当たる日より前)に旅行中止のご通知をいたしました。
 - g. スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行実施条件が成就しなかったとき、あるいはそのおそれがあるとき。
 - h. 天災地変、戦乱、暴動、運送、宿泊機関等の旅行サービスの提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となるおそれがあるときは、お客様が旅行代金に該当するものとします。
 - ③当社は本項(2)の①により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)を返還し、引かれたい取消料を返還し、また本項(2)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。

16. 旅行開始後の解除

- (1)お客様の解除権
 - ①お客様の都合により途中で帰国された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しをいたしません。
 - ②お客様の責に帰さない事由によりパンフレットに記載した旅行サービスの提供を受けられない場合には、お客様は、取消料を支払うことなく当該不可能になった旅行代金を返還し、引かれたい取消料を返還し、また本項(1)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)を返還し、引かれたい取消料を返還し、また本項(1)の②により旅行契約を解除したときは、既に収受している旅行代金(あるいは申込金)全額を払い戻します。
- (2)当社の解除権
 - ①当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することができます。
 - a. お客様が病気、必要な介助者の不在その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められたとき。
 - b. お客様が第4項(3)から(5)までのいずれかに該当することが判明したとき。
 - c. お客様が旅行を安全かつ円滑に実施するための添乗員等その他の者のサービス提供を拒否したとき。
 - d. 公署の命令その他の事由が生じた場合において、旅行の継続が不可能となったとき。
 - ②解除の効果及び払い戻し
 - 本項(2)の①に記載した事由で当社が旅行契約を解除したときは、契約を解除したためにその提供を受けられなかった旅行サービスの提供者に対して、取消料・違約料その他の名目で支払ひ、又は支払わなければならない費用があるときは、これをお客様が負担いたします。旅行代金のうち当該旅行に要する費用が、いまだその提供を受けられない旅行サービスに係る部分の費用から当社が当該旅行サービス提供者に支払い又はこれらを支払うべき取消料・違約料その他の名目により費用を差し引いて払い戻します。
 - ③本項(2)の①のa. からd. により当社が旅行契約を解除したときは、お客様の求めに応じてその費用を当該費用で出発地に返すための必要な手配をいたします。
 - ③当社は本項(2)の①の規定に基づいて旅行契約を解除したときは、お客様とごとの間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅します。すなわちお客様が既に提供を受けた旅行サービスに関する当社の債務については、有効な弁済がな

受託販賣